

# 『経営承継戦略アドバイザー検定』規約

この会員規約(以下「本規約」)は、(株)アールイー経営主催経営承継戦略アドバイザー検定(以下「経営承継戦略アドバイザー検定」)と、経営承継戦略アドバイザー検定資格者(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。(株)アールイー経営事務局(以下「経営承継戦略アドバイザー検定事務局」)では、検定を受講された時点(集合型・オンライン共)で、本規約を承認したとみなします。

## 第1条(検定主旨)

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定は、経営承継を円滑化させる為の「可視化」コンサルティング技術を活用して広くの事業承継に貢献する人材を育成するものです。
- 2) 本検定受講者は経営承継の可視化を日々研鑽し、各事業体の継続的繁栄や維持存続の為にプロとして支援をしていきます。

## 第2条(検定の仕組み)

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定は(株)アールイー経営が主催と事務局を務め、各種検定研修、オンラインセミナー、教材の開発を行います。
- 2) 経営承継戦略アドバイザー検定は初級講座(オンラインコース含む)、シニアコース、エグゼクティブコースがあり、それぞれ別途のカリキュラムが用意されます。

## 第3条(会員規約の適用)

経営承継戦略アドバイザー検定事務局は、会員との間に本規約を定め、これにより経営承継戦略アドバイザー検定の運営を行います。また、経営承継戦略アドバイザー検定事務局が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

## 第4条(会員規約の変更)

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定は、円滑な運営のために必要と判断される場合、(株)アールイー経営の判断により本規約を変更することがあります。
- 2) 本規約の変更等は事前の告知なく、ホームページ上で公開されます。

## 第5条(会員資格)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、経営承継戦略アドバイザー検定における資格認定者の総称です。
- 2) 会員は「経営承継戦略アドバイザー検定」初級、シニア、エグゼクティブコースにおいて受講(オンライン受講含む)をし、本規約に基づいた活動をしたものに与えられます。

## 第6条(入会申込)

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定の受講又はその結果得た認定証により入会とみなします。
- 2) 入会金は受講料を持って該当します。新たに入会金や会費は発生しません。
- 3) 但し、2年に1回の更新研修は別途費用が必要です。  
(更新研修は集合型やオンライン型セミナー又は個別ロープレかで研修料が異なります)

## 第7条（入会申込の拒絶等）

経営承継戦略アドバイザー検定事務局は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、経営承継戦略アドバイザー検定事務局が入会を適当でないと判断した場合

## 第8条（会員資格有効期限）

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 会員資格有効期限は、全コース経営承継戦略アドバイザー検定受講後2年間とします。
- 2) 会員資格者有効期限内に更新研修(セミナー受講又はオンラインでのロープレ含む)を受講しない場合、「経営承継戦略アドバイザー検定」資格者の権利は喪失します。
- 3) 2020年9月までに受講された方は、会則が施工された2020年10月1日以降からの2年間とします。
- 4) 毎回の更新研修受講後、更に2年間は資格者として権利を有します。

## 第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- 1) 死亡、又は正会員である団体が消滅したとき
- 2) 更新研修を受講しない時
- 3) 会員資格を解除されたとき

※RE-経営の都合で更新研修・オンラインロープレ等が開催できない年度があった場合、資格期間を延長します。

## 第10条（会員資格の停止・解除）

経営承継戦略アドバイザー検定事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、(株)RE-経営事務局内での検討で、通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- 1) 更新研修(オンラインロープレ含む)の開催告知があったにも関わらず、取得後2年間受講しなかった場合
- 2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 3) 他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- 4) 他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 5) 経営承継戦略アドバイザー検定で修得したデータ、テンプレを「RE 経営出展」の記載なく、そのまま商業目的やイメージづくりに無断で利用した場合
- 6) 経営承継戦略アドバイザー検定と主催者の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- 7) 本規約に違反した場合
- 8) その他、経営承継戦略アドバイザー検定事務局が会員として不適当と判断した場合

## 第11条（認定証の発行）

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定事務局は資格者に対し認定証を発行します。
- 2) 認定証の有効期限は、会員資格有効期間内とします。
- 3) 認定証及びロゴマークは、会員有効期間内はホームページ上の掲載、公開ができます。
- 4) 認定証は当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
- 5) 認定証は、当該会員が会員ではなくなった場合、速やかに廃棄処分して貰います。

## 第 12 条(知的財産の保護)

- 1) 経営承継戦略アドバイザー検定事務局が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり公表をしてはいけません。
- 2) 検定で提供されたノウハウ、事例、データをそのままホームページ、SNS 等に掲載する場合、「RE-経営出展」の明記が必須です。
- 3) 受講者が検定で学んだ事をベースにオリジナルで編集を加えたノウハウの場合は、許可なく掲載ができません。

## 第 13 条(規定の追加)

本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、経営承継戦略アドバイザー検定事務局内の議決を経て順次定めるものとします。

## 附則

本規約は 2020 年 10 月 1 日より実施します。